

[事案 2024-16] 予定利率遡及変更請求

・令和6年10月15日 裁定終了

<事案の概要>

募集人のフォロー不足等を理由に、予定利率の変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年11月に代理店を通じて契約した一時払外貨建養老保険について、以下の理由により、契約日および予定利率を変更してほしい。

- (1) 令和5年11月16日から予定利率が上がるため、契約日を16日とすることを望んでいたところ、募集人は、本契約の成立日が15日であることに気付いて何らかの対応をとるべきであったのに、それを怠った。
- (2) 昼までに振込みを行った場合は当日着金になると募集人から説明されたため、裏を返せば、15日の午後に振込みをすれば、翌16日の着金になると思った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約日は振込日で決定し、振込後に契約日を変更する余地はない。
- (2) 募集人は申立人に対して、11月16日に振込みを行うよう明確に伝えており、フォローは十分に行っていた。また、当日着金には昼までの振込みが必要との説明を行った事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、振込日についての説明内容等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。